

報告第1号

平成31年度一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）が充当される社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正（5%→8%）に伴い、地方消費税収の引上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金（社会保障財源化分）の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

35,040 千円

（歳出） 社会保障施策に要する経費

695,237 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	47,483	1,678			45,805
	老人福祉事業	23,816	1,936	5,000	3,020	13,860
	心身障がい者福祉事業	144,672	107,087			37,585
	児童福祉事業	213,490	45,867	10,200	9,710	147,713
	小計	429,461	156,568	15,200	12,730	244,963
社会保険	国民健康保険事業（繰出金）	50,959	22,710		299	27,950
	後期高齢者医療事業（繰出金）	24,500	13,624			10,876
	介護保険事業（繰出金）	122,746	847			121,899
	小計	198,205	37,181		299	160,725
保健衛生	診療所事業	38,170			11,167	27,003
	母子保健事業	6,027	112		1	5,914
	予防接種事業	9,234	32			9,202
	健康増進事業	14,140	1,513		1,236	11,391
	小計	67,571	1,657		12,404	53,510
合計	695,237	195,406	15,200	25,433	459,198	